

上智大学法科大学院第三者評価委員会
2024 年度報告書

2025 年 3 月

上智大学法科大学院第三者評価委員会

報告書について

本文書は、上智大学法科大学院第三者評価委員会（以下、「第三者評価委員会」）の2024年度の報告書である。本文書は「個別評価書（まとめ）」、「第三者評価委員会と法科大学院との意見交換概要」、「全体所見」の三部構成となっている。加えて、参考として法科大学院からの回答を付している。法科大学院第三者評価委員会宛報告書（上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 令和6年12月13日上智大学）及び上智大学法科大学院（以下、「法科大学院」という。）から提供された各種資料に即した書面評価に基づく委員からの意見、質問に対する法科大学院からの回答、そして回答に基づいた意見交換により、ピアレビューによる実質的な第三者評価が実現できていると理解している。

上智大学法科大学院第三者評価委員会

委員（委員長以下、五十音順）

- ・ 学校法人中央大学常任理事、大学院法務研究科 大貫 裕之（委員長）
- ・ 金沢大学大学院法学研究科 尾島 茂樹
- ・ 森・濱田松本法律事務所 佐藤 正謙

目次

報告書について	2
法科大学院第三者評価委員会 評価実施要領（抄）	1
個別評価書（まとめ）	2
I. 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）	2
1. 司法試験結果の分析と改善に向けた対応	2
2. 修了生の進路状況の把握、学習・就職支援	4
3. FD活動	6
4. すべての学生に対する学習支援	8
II. 厳正な成績評価	10
1. 成績評価の基準の具体化・明確化と周知	10
2. 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知	12
3. 平常点と期末試験	12
4. 成績評価の適正の確認	13
III. その他	14
第三者評価委員会 意見交換概要	15
1. 法科大学院が養成しようとする「法曹像」が明確とはいえないようにみえる点について	15
2. 司法試験の合格状況を踏まえた取り組みについて	16
3. 成績不振者についての進路変更の示唆について	17
4. FDについて	17
5. 就職活動支援について	18
6. 多様な進路の提示について	18
7. 組織内弁護士について	19
■法科大学院からの補足説明	19
総括的所見	21
参考：2024年度第三者評価委員会報告書に対する回答	22

法科大学院第三者評価委員会 評価実施要領（抄）

以下の要領で実施した。

1. 期間

- ・2024年10月1日～2025年3月31日（半年間）

2. 実施内容

①書面評価

- ・司法試験結果を踏まえて作成した評価用資料ほか関連資料一式を参照し、2027年度の法科大学院認証評価に向け、認証評価に準拠する形で指摘事項に関する改善状況の評価およびフィードバックを行う。

※評価対象は認証評価で指摘された以下の事項とした。

- 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）
 - ・司法試験結果の分析と改善に向けた対応（教育検討WG、FD委員会）
 - ・FD活動（FD委員会）
 - ・修了生の進路状況の把握、学習・就職支援（修了生支援委員会、就職委員会）
 - ・すべての学生に対する学習支援（教育検討WG〔学習支援WG、未修者支援WG〕）
- 厳格な成績評価（教務委員会）

②第三者評価委員会出席

- ・書面評価を基に、長所、課題などについて、本学関係者と意見交換を行う。
- ・評価関係資料について不明な点は、委員会で補足説明等を行う。

③「第三者評価委員会 評価報告書」作成

- ・第三者評価委員会での意見交換を踏まえ、書面評価時の回答を下地に「第三者評価委員会 評価報告書」を作成。

3. スケジュール（2024年度実績）

- ・2024年11月7日 法科大学院による評価実施（～12月13日）
- ・12月18日 第三者評価委員会による書面評価実施（～2月21日）
- ・2025年3月5日 第三者評価委員会開催
- ・3月26日 「第三者評価委員会 評価報告書」 提出

4. 委員（五十音順）

- ・学校法人中央大学常任理事、大学院法務研究科 大貫 裕之 教授（委員長）
- ・金沢大学大学院法学研究科 尾島 茂樹 教授
- ・森・濱田松本法律事務所 佐藤 正謙 弁護士

個別評価書（まとめ）

各委員の見解、質問等を、●、■、▲で示す。同じ記号は同じ委員であることを示している。

なお、法科大学院から第三者評価委員会と法科大学院との事前意見交換前に提出された回答書及び意見交換を通して、法科大学院第三者評価委員会宛報告書等に関する書面評価実施後に生じた疑問点、不明点について確認することができた。詳細については、「第三者委員会 意見交換概要」及び参考の「2024年度第三者評価委員会報告書に対する回答」を参照されたい。

I. 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）

基準2-3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

1. 司法試験結果の分析と改善に向けた対応

分析項目2-3-1

修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

◆上記の分析項目に関しては、法科大学院第三者評価委員会宛報告書（上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 令和6年12月13日上智大学）（以下「本報告書」という。）記載のとおり、①授業実施方針の整備、②未修者に対する学習支援、及び③学生全般に対する教育支援の充実化の項目ごとに様々な施策が積極的に執り行われている。これらの施策により、着実にその成果が挙がりつつあるように見受けられる。

（なお、要因分析に関する基礎資料は、定性的要因よりも、合格実績等の客観的データの分析に軸足を置いている。2023年に開催された第三者評価委員会（以下「2023年委員会」という。）の際も同様であった。ただし、定性的要因分析は、具体的な対応施策の案出・実施の前提として行われ、これらに反映されているものと推察される。）

以下、個別の取組みに関するコメントを述べる。

(1) 授業実施方針

「コース別学習到達度目安」「ロードマップ」は、以前は科目により精粗があったものの、2023年委員会における議論の際に改定・整備され、現在も同じ資料が用いられているものと推察される。両資料共に、貴学における段階的な学習の進捗・成果確保の肝をな

すものと認められる。

(2) 未修者に対する学習支援

GW 中及び長期休暇中の起案・フォローアップ演習の意義は大きいと思われる（司法試験の合格実績を見る限り、未修者に対する指導の実を挙げるのは容易ではないようではあるが）。教員にとっての負担も少なくないと推察されるが、合理的に持続可能な形での運営を期待したい。

(3) 教育支援の充実化

課外における起案演習及び学内模試の実施を中心とする施策が講じられている。前者は司法試験合格に（法曹としての基本的な実力獲得・醸成のために）必須である起案力の涵養を目的とする。各教員の精力的な取組みが窺われ、高く評価できる。

なお、上記各取組みについては、いずれも教育 WG による一定のタイミングでの検証が予定されていると理解している。（上記(1)については、本報告書でも、具体的な授業内容等が「目安」「ロードマップ」に応じたものとなっているかを教育 WG において検証する予定である旨明らかにされている。）こうした取組みは、2023 年委員会でもその必要性が強調された法科大学院としての組織的な対応の表れと解され、高く評価される。

●司法試験の結果は向上している。司法試験の結果がふるわない要因の分析が明確には表れていないが（法科大学院第三者評価委員会報告書 6～7 頁や【資料 1-5-2】【資料 1-5-3】は数字の分析が主であるように思われる）、対応策とみられるものをみると、起案力の不足、基礎力の不足とみていると思われる（起案の機会を充実させていること、短答試験の機会を設けている講義が多いこと、予習課題を充実させていること）。その対策は次第に効果を表しているように思われる（短答試験について一部学生から批判が出ているが）。

なお、『コース別学習到達度目安』および『ロードマップ』にかかる申し合わせに基づいて定められた「コース別学習到達度目安」、「ロードマップ」を用いて、到達度を意識した授業や試験が行われている（法科大学院第三者評価委員会報告書 5 頁）。「コース別学習到達度目安」、「ロードマップ」は前回の第三者評価委員会で確認している。

「起案力涵養のための課外対応にかかる申し合せ」に基づく起案講義及び学内模試の実施は高く評価される。

未修者に対しては、「未修 1 年生向けのフォローアップ等にかかる申し合わせ」に基づいて、ゴールデンウィーク未修者向け基本 3 科目起案演習、長期休暇中のフォローアップ等の学習支援（具体的には憲民刑のフォローアップ講座）がなされている。積極的試みとして評価されるが、後者のフォローアップ講座は、もう少し時間が確保されてもよいかもしれない。

2023 年度における課外指導一覧をみると各教員が大きな力を割いて学生指導を行っており、高く評価される。

★2024年度は司法試験合格率が前年より上昇しており、施策の効果が現れていると評価できる。特に法曹コースについては、在学中受験の合格率が高いことから極めて高い合格率となっており、法曹コースへの優秀な学生の入学が実現できているといえる。

全体としては、司法試験の合格率が改善され、法科大学院平均を上回っていることから、合格状況は適切な状況にあると評価できる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆アンケートやFD等で指摘されている予習課題の過剰という問題への対応。教育の効果を挙げようとする必然的に伴う現象ともいえ、なかなか即効性のある解決策は見出しにくいかもしれないが、FD会議では、課題の出し方、授業の具体的な運営方法等に踏み込んだ意見交換がなされており、状況の打開に向けた教員の意欲が見て取れる。

なお、2023年委員会の際も議論されたように、諸課題解決に向けたPDCAにおける最初のPの策定が行われた後、Dへの取組み（及び並行して一定のCA）が実地に移されている状況と理解。堅実な結果を出しつつあるように見受けられるが、引き続き注視する必要があるだろう。

●FDでも指摘されていたように、予習の課題の過剰にどう対応するか、法曹コースの修了者と未修者など他の学生の混在などによる講義進行の困難さをどう解消するかには課題がありそうである。

前者は教員において問題が共有されており、対応がなされるとみている。後者については、本学の手厚い個別指導システム（教員アドバイザー、担任補佐制度など）により対処されていくと理解している。

★他方で修了生の合格率が低いとの自己評価がある。在学中受験をしない（できない）学生や修了後の試験で不合格となった学生への指導が課題となるが、修了して2年目以降も含め、修了者の学習支援のあり方を検討する必要があるのではないか。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書を参照）。

2. 修了生の進路状況の把握、学習・就職支援

分析項目 2-3-2

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性と
いった観点からご評価ください。

◆改善傾向にあると解される。以下、個別の取組みに関するコメントを述べる。

(1) 進路状況の把握

教員アドバイザー制度の導入その他本報告書記載の手立てを講ずることにより、情報
収集・把握に努めていることが窺われる。

(2) 学習支援

本報告書記載の諸措置、とりわけ司法試験過去問添削プログラムの提供（従前の措置が
復活された）、修了生弁護士による合格特訓ゼミの実施、学内模試の利用、長期休暇中起
案演習は、修了生に対する学習支援として大きな意義を持つと思われる。

担任補佐（修了生弁護士）制度も修了生にとり大きな精神的なサポートとなり得るだろ
う。

●「修了生進路状況」によれば、2019年以降は進路状況の不明者が相当に減っている。

以下の二つの方策（法科大学院第三者評価委員会報告書 7 頁）が功を奏しているのだろ
う。

①教員、担任補佐、チューターに対し、情報提供を依頼する。

②進路不明の修了生に対し、進路状況の回答フォームを送信して情報提供を依頼する。

修了生対象論文特訓ゼミを実施している。十分とは言えないが、いづこの法科大学院での
苦心しているところであり、問題視することはできない。

★上智大学法科大学院が養成しようとする「法曹像」が明確とはいえないようにみえるもの
の、講演会等の開催状況によれば、企業法務に力をいれているようにみえる。

いづれにせよ「法曹の養成」であるから、まず「法曹」の養成ができていないか、という観
点では、司法試験合格率の改善ともあいまって、適切な状況にあるといえるのではないか。

注 法曹像に関する指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承して
いる（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆2023年委員会の際は、就職活動支援のための取組みとして、例えば、

(ア) 新入生ガイダンスにおいて修了生（非法曹・民間企業法務部）による講話

(イ) 同修了生による企業での働き方についての動画アップロード

(ウ) 就職支援委員会における今後の取組みを検討

(エ) 修了生支援委員会における、修了生支援のあり方の検討、及び修了生にヒアリング実施

といった措置を採ることも検討されていたように思われるが、その後進展ありや（(ア)は実施済みと理解）。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

●なし

★明らかに司法試験受験資格を喪失した者も含め「司法試験準備中」となっている点については、記載のあり方を改善できないか（予備試験や再度法科大学院を受験する予定という意味であれば、そのように記載してはどうか）。過年度修了生、特に司法試験受験資格を喪失した者の現状を把握するのは困難を伴うこともあるが、司法試験受験資格喪失時に、就職先等を確認するという方法は採れないか。いずれにせよ、進路が判明しなければ「不明」と表記しておいてはどうか。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

3. FD 活動

分析項目 2-5-3

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

◆2023年委員会でも議論されたように、貴学におけるFD活動の実質化は重要な課題をなすと認められる。本報告書及び関連資料より、客観的かつ緻密なデータ分析を活かした組織的対応に向けた努力が続けられているものと理解。

中間・期末アンケートの実施により、学生の要望・問題意識の汲み上げが行われ、教員と学生とのコミュニケーションの改善に役立てられたのは意義深いことである。

分野別FDに加えた、全体FD会議の開催により、横断的なFD活動が当初目論見どおり実現しつつあるように見受けられる。また、専任教員によるオープン授業と参観後の全体FD会議における意見交換の充実化が企図されている。いずれも、FD活動の実質化に資するものとして、高い評価に値する。

●期末アンケートだけでなく、中間アンケートも行われており、学生の声を積極的に吸い上

げる努力がなされている。

全体 FD で、中間アンケートによる学生からの要望について、教員間で検討の上誠実に回答しており、授業実施期間中に授業を改善しようとする意思がみられる（資料 3-1-1）。また、学生の状況について教員全体で議論しており（3-2-1）、受け持ちクラス以外のクラスの状況も共有するよう努めている。

分野別 FD も行われており、真摯に議論がなされている。

FD セミナーは「法科大学院でのハラスメントを一緒に考える」とのテーマで行われており、極めて適切なテーマ設定である。

相互授業参観を積極的に進めており、高く評価される。

全体として、求められる水準の FD 活動は行われていると評価する。

★2 回の学生アンケートを踏まえ、関連する会議が多くの参加者によってなされており FD が「組織的に」なされていると評価できる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆FD 会議の開催頻度の確認

●①で述べたように、全体 FD で、中間アンケートによる学生からの要望について真摯に検討し（3-3-1）、学生の状況について教員全体で議論している（3-2-1）が、やや時間が短い。全体 FD ミーティングも決して長くない。

分野別 FD は各分野 1 回となっているが、年 3 回程度は欲しいところである。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

★「中間アンケート」の内容及びその改善策は、当該授業の受講者には明示されないか。教員が「後半の授業改善に活用」するのは当然として、たとえば、授業中に「中間アンケートでこのような指摘があったので、このように改善する予定である」といった説明を教員が受講者に対しすることはないか。これにより、教員が改善に取り組んでいることが当該授業の受講生に対しても明示的に示されるのではないか。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

4. すべての学生に対する学習支援

分析項目 5-2-1

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

分析項目 5-2-2

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

◆教員アドバイザー制度（入学から司法試験受験資格を失うまで同一の教員チーム（2名）で定期的にまたは必要に応じて面談を行う）、担任補佐、チューター制度といった一連の措置は、上記項目の観点から大変有効な措置と思われる。

その他、全体的に見て、大変きめ細かな対応が行われている。個別の学生の勉強への取り組み方、性格等まで踏まえた教員間の意見交換がなされているのが印象的。

●教員アドバイザー、担任補佐制度などを配置して極めて丁寧に対応している。メンタル面にも配慮していることは評価される。FDにおいて個別の学生の個別的事情にも着目した配慮がなされていることがわかる。

学生に対するガイダンスも適切に行われている。

規模が大きくないことにもよるが、個々の学生に配慮した指導がなされており、特に問題を感じない。

進路に関する相談や助言体制等については、2024年7月就職ガイダンス、2024年8月企業法務担当者との交流会があるが、多様な進路の提示という意味では不足を感じる。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

★教員アドバイザー制度、ガイダンスを通じ、必要な支援が行われていると評価できる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆進路相談について、上記2②参照。

●なし

★春学期の成績不振者への対応が遅れているとのことであり、早急な実施が望まれる。

成績不振者については、（よいわるいは別にして）組織として進路変更を促す制度があってもよいのではないか。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

Ⅱ. 厳正な成績評価

基準 3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目 3-5-1

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

分析項目 3-5-2

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

分析項目 3-5-3

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

分析項目 3-5-4

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

※「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

1. 成績評価の基準の具体化・明確化と周知

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

◆本報告書記載の諸措置を通じて、成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定され、学生への周知も行われていると認められる。

●「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」を定め基準を明確化し、教員に共有している。また、シラバスへの掲載により学生に共有している（シラバス確認必要）。またこの基準の実施に関して組織的に確認されていると判断できる。

ちなみに、この項目に「周知」が入っているので、次の2.との区別が曖昧になっている。

したがって、分析項目 3-5-1、分析項目 3-5-2、分析項目 3-5-3 は概ね充たされている。

「相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること」に関しては十分に確認できなかった。

尤も、『コース別学習到達度目安』および『ロードマップ』にかかる申し合わせに基づいて定められた「コース別学習到達度目安」、「ロードマップ」により、到達度を意識して教育を行うこと、試験を実施することは目指されている。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

追試験（本学では再試験と呼んでいるようである）について慎重な検討がなされている（第1回教育検討WG追加審議、同第2回審議、同第3回審議）。

進級試験の在り方が継続的に、熱心に議論されている。合格率向上のために必要なことという位置づけと思われる。

★HPで確認した学位授与方針及び教育課程方針に照らせば、分析項目 3-5-1、3-5-2、3-5-3 については、基準に沿った運用がされていると評価できる。分析項目 3-5-4 の「追試験」については、関連する申し合わせ等が参照できず、適切性、妥当性を評価できなかった（見落としていたら、ご容赦願いたい）。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆一部科目間での（不）合格率の大きな開きの背景・理由について、どのように検証されているか。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

●不合格率がゼロの科目が多いが、他方で不合格率が極めて高い科目もある。この差は科目特性によって説明できるであろうか。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

★試験受験資格該当性など「追試験」の運用について、一定の定めを設け、学生に周知することが望まれる（すでになされていれば、問題ない）。

注 この指摘については法科大学院から文書及び口頭で説明を受け、了承している（後掲、第三者委員会と法科大学院との意見交換概要及び法科大学院回答書参照）。

2. 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

◆「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」の制定及び教員間での共有が行われている。

また、成績評価一覧表の教員間での共有、教務委員会における検討を通じて、成績評価基準に従って成績評価が行われているか、各教員が相互に把握できるようになっている。なお、成績評価割合に係る情報は学生にも公表されている。

●前述のように「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」を定め教員で共有し、シラバスへの掲載により学生に共有している。

ちなみに、法科大学院第三者評価委員会報告書の13頁「2. 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知」に記載されていることは、「成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知」ではなくて、成績評価の結果の教員間の共有である。

★分析項目3-5-1については、基準に沿った運用がされていると評価できる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆なし

●なし

★なし

3. 平常点と期末試験

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

◆特段の問題は見当たらなかった。

●「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」に平常点に関する基準が定められている。

平常点がどのようにつけられているかは、どこの大学でもチェックは困難である。個別科目の成績評価表をみるしかないであろう。

★分析項目 3-5-2、については、基準に沿った運用がされていると評価できる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆なし

●なし

★なし

4. 成績評価の適正の確認

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性と
いった観点からご評価ください。

◆成績評価の適正の確認も、本報告書記載のとおり、教務委員長による確認等の手続を通じて担保されていると思われる。

●成績評価が適正であることの確認は、「2024 年度春学期末成績分布表（内部用・全科目）」
及び「成績評価チェック表」により行われている。

「2024 年度春学期末成績分布表（内部用・全科目）」及び「成績評価チェック表」によりおこなわれた確認の結果、申し合わせと異なる基準を用いたと認められ場合には、「法科大学院の成績評価等に関する申し合わせ」に基づいて、異なる基準を用いた理由を説明させるか、成績の訂正が行われている（法科大学院第三者評価委員会報告書 13 頁による）。

平常点の付け方の適正性についてのチェックは個別科目の成績評価表により行われているのであろう。

★分析項目 3-5-3 については、基準に沿った運用がされていると評価できる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

◆なし

Ⅲ. その他

全体を通しての質問事項や、追加で確認したい資料等がございましたらご教示ください。

◆なし

●なし

★なし

第三者評価委員会 意見交換概要

2025年3月5日（水）13：30～14：05

Zoomによるオンライン開催

<出席者>

■第三者評価委員会 委員（委員長以下、五十音順）

- ・ 学校法人中央大学常任理事、大学院法務研究科 大貫 裕之 教授（委員長）
- ・ 金沢大学大学院法学研究科 尾島 茂樹 教授
- ・ 森・濱田松本法律事務所 佐藤 正謙 弁護士

■上智大学法科大学院

- ・ 法科大学院長 永下 泰之 教授
- ・ 教務委員長 岩下 雅充 教授
- ・ 教務委員 小舟 賢 准教授
- ・ FD委員長 越智 敏裕 教授

<要旨>

事務局から、第三者評価委員、法科大学院教員の紹介があった。

その後、議事進行は第三者評価委員会の大貫委員長が行い、質疑応答は順不同に行われた。

<意見交換概要>

1. 法科大学院が養成しようとする「法曹像」が明確とはいえないように見える点について

質問・意見等

- ・ 上智大学が目指す法曹像が具体的にみえにくい。
- ・ 多様な進路の提示という点で、企業法務関連の講座が多いと見受けられる。

法科大学院説明

- ・ 修了生は基本的にはいわゆる「マチ弁」として働いており、法曹コース生が修了するようになってからは企業法務や多くの事務所を目指すことが多くなった。
- ・ 企業法務系の方々をお招きすることが多くなったほか、来年度は消費者庁の所属者による

ガイダンスを予定している。

- ・「マチ弁」として働いている修了生弁護士による就職セミナーも実施した。
- ・法科大学院としてどのような法曹を育てたいかという理念的なところはさらに整理し、持ち帰って検討したい。

委員会所見

- ・まずは合格者を出すということが中心になるのは十分理解できるので、引き続き法曹像の明確化に取り組んでいただきたい。

2. 司法試験の合格状況を踏まえた取り組みについて

質問・意見等

- ・非常に精力的に、熱心に取り組んでいる様子がありありと伝わってくる思いがした。
- ・修了生の合格率が低迷していることについて、さまざまな対応策を講じており、大学側としてなすべきことは対応しているように見受けられる。
- ・教員側が数多くのプログラムを用意する一方で、利用している学生が少ないのはもったいない。

法科大学院説明

取り組み状況について

- ・この件については問題点として認識しており、あの手この手で取り組んできた。
- ・アドバイザー制度が修了後も継続することで成果が出始めており、多くの学生は継続的な関係で面接に応じてくれる。

在学生向けプログラムについて

- ・在学生向けのプログラムで修了生にも開放できるものは貪欲に開放し、利用いただきたいと思っている。
- ・例えば環境法グループでは、過去問解説など在学生向けのプログラムを収録し、ライブラリー化していつでも利用できるようにし、日程が合わなくても後で利用できる仕組みを構築している。
- ・アドバイザー制度を通じ、各教員だけでなく事務室からも修了生に連絡を取り続けている。
- ・プログラムを有効活用するために、引き続き取り組んでいきたい。

修了生の捕捉について

- ・赴任して若干感じたのが、修了生の大学に対する帰属意識。在学中に良い思い出がなかった学生たちからはそっぽを向かれるのではないかという懸念である。頻繁に顔を合わせた、質問に来てくれた学生は比較的捕捉できる。

- ・在学中にどのような関係性を構築できるかが今後の課題になろうかと思う。

委員会所見

- ・アドバイザー制度や、授業を録画していつでも利用できるような方策を積極的に組んでいることが確認できた。
- ・修了生の進路状況の把握も効果が出ているようなので、引き続き取り組んでいただきたい。持続可能な取り組みという観点を取りつつ、引き続きご努力をお願いしたい。

3. 成績不振者についての進路変更の示唆について

質問・意見等

- ・進路変更を促すための制度として退学勧告制度を設けている大学がある。形式的な基準を満たすと研究科長から書面や口頭などで退学勧告が出される制度だが、実際には退学勧告に従って退学した学生はおらず、制度自体がちょっと進路を考えてみたら？というような趣旨であることは学生に伝わっている。基本的には本人が決定することであり、最終的な判断は学生に委ねられているが、進路変更を促すための一つの手段として存在している。

法科大学院説明

- ・確かに成績を見る限り、修了できないのではないかとか、2年、3年やっても成績が伸びないのではという声は散見される。他方で、われわれが学生に対して無理だと判断することは難しい。
- ・上智大学でも厳しい進級要件を設けており、1単位落とすと自動的に留年が決まる仕組みがあり、事実上その時点で振り返る形となっている。

委員会所見

- ・組織として退学勧告制度を設けるのも一つの方法だが、学生と個別のやり取りの中で一定の関係性を構築したときに教員がそれとなく言うという、インフォーマルな指導を通じた進路変更もあろう。
- ・退学勧告制度とインフォーマルな指導の両方が存在することが重要。非常にデリケートな問題であり、在学時の成績が芳しくなくても合格する学生は存在するので本当に難しい。

4. FD について

委員会所感

- ・FD、フィードバックに教員間における情報共有、意見交換のための活動の時間、頻度、

やり方などについては事前に情報提供があり、非常に精力的に、実質的なやり取りがなされていることが確認できた。

5. 就職活動支援について

質問・意見等

- ・就職活動支援について確認したい。

法科大学院説明

- ・ガイダンスにおける修了生による講話や動画アップロードなどは既に取り組んでいる。
- ・就職支援委員会において、今後の取り組みについても継続的に検討していくことについてはまとまっている。
- ・進捗状況としては継続中ということでご理解いただきたい。

委員会所見

- ・「6. 多様な進路の提示について」を参照のこと。

6. 多様な進路の提示について

質問・意見等

- ・多様な進路の提示という点について伺いたい。

法科大学院説明

- ・第一義的には全員が法曹を目指す。
- ・就職活動については公務員といった非法曹系などに手を入れているが、大々的には実施していない。
- ・法科大学院としても難しいところであり、学生に対してはそのような進路もある、という形で伝えている。
- ・例えば公務員志望者などのガイダンスは開催が難しく、もし相談があれば応じる体制。
- ・就職支援委員会などの体制はあるので、検討し順次対応していきたい。
- ・企業法務系で働いている修了生が同窓会などに参加していることがあり、その際に話を聞いているほか、学生にもなるべく話を聞くように、とアナウンスをしている。

委員会所見

- ・企業法務が必ずしも非法曹であるとは限らず、法曹として企業法務という道もあると理解

している。

- ・法曹としての多様な就職の可能性をもう少し提供できるとよいかもしれない。

7. 組織内弁護士について

質問・意見等

- ・修了生のうち、組織内弁護士はかなりいるか。

法科大学院説明

- ・組織内弁護士で働いている修了生はいるが、人数は多くない。
- ・基本的には、中小の事務所に勤めている修了生がほとんどだと思う。

委員会所見

- ・「多様な」という文言の中には組織内弁護士や公務員として組織で働くなどさまざまな道があり、そのような修了生の進路状況について確認できた。

■法科大学院からの補足説明

法科大学院説明

「コース別学習到達度目安」「ロードマップ」について

- ・現在、各講座の担当教員に自己点検評価の依頼しており、3月末に集約予定。
- ・「司法試験との関連性」を点検項目に追加して依頼している。

課外対応にかかる申合せについて

- ・課外対応が好意的に評価されているが、専任教員の負担が重く、学生と教員とのスケジュールが合わないこともあり、春休み・夏休みのイベント的な起案演習を中止し、答案添削プログラムを活用し、2年生にも開放している。
- ・集中講義として論文演習を正規科目に追加し、起案演習科目とした。
- ・ただし、学生から答案添削依頼があれば、教員は積極的に応じる取扱いにすることとした。
- ・課外活動は特に司法試験 7 科目を担当する教員にとって結構な負担になっており、改善できないかと考えている。

教育検討ワーキンググループについて

- ・現在、教務委員会の上の組織として教育検討ワーキンググループがある。
- ・院長が座長を務め、法学部の法曹コース運営委員会の教員や司法試験 7 科目の担当の教員を配置する形になっており、大所帯となっている。

- ・教育検討ワーキンググループはいわゆる PDCA サイクルが回っているかどうかをまず確認し、必要に応じて各種施策を構築する組織である。
- ・来年度からは法科大学院長を座長として、法曹コース運営員会の代表を 1 名、もう 1 名は法学部の代表者という 3 名体制で検討を行う形で考えている。

委員会所見

- ・学習到達の目安とロードマップは非常に重要なところなので、第三者評価委員会報告書でもどこかで総論的なところで書いておいた方がよい。
- ・同様に、教育検討ワーキンググループについて、PDCA サイクルを回す非常に重要な組織であるということは追評価の際に実施した第三者評価委員会で認識したところである。これもやはり非常に重要なところなので、毎回確認してもよいかもしれない。

総括的所見

この報告書による評価は専門職大学院認証評価で指摘された事項に絞っており、その範囲における「長所・特筆すべき点」及び「課題・提言」は前述の個別評価書を参照頂きたい。

ここでは個別評価を総括した評価を申し述べたい。

長所・特筆すべき点

2024年度の司法試験の合格率は前年度より改善され、全法科大学院平均を上回っていることから、司法試験合格状況は適切な状況にあると評価できる。このような結果をもたらすために、法科大学院は、個別評価書にも記載されているように、たとえば、起案の機会を充実させること、各講義において短答試験の機会を設けること、予習課題を充実させること、など積極的な対策をしており高く評価される。

教員アドバイザー制度（入学から司法試験受験資格を失うまで同一の教員チーム（2名）で定期的にまたは必要に応じて面談を行う）、担任補佐、チューター制度といった一連の措置により個別の学生に対応した指導を徹底して行っている。こうした対応によって個々の学生に即したきめ細やかな指導を行っていることも司法試験合格率向上に繋がっているものと理解でき、この点も高く評価される。

学生アンケートで寄せられた意見に対し、回答書を作成し真摯に対応していること、授業実施に関して生じた問題（例えば授業の予習負担が過重であること）について、分野別FD、全体FDで共有し意見交換を重ねていることに表れているように、問題点を教員で共有し、対応を組織として検討していることも司法試験合格率向上を下支えしていると評価できる。

課題・提言等

法科大学院が養成する具体的な法曹像を更に明確化する必要がある。また、学生や修了者には、法曹としても多様な進路の可能性があり、また、法曹以外の職についても多様な選択肢があることを提示することも重要である。

個別評価で触れたように、「長所・特筆すべき点」で言及した対策に加えて、学生から答案添削の依頼があれば積極的に応じるなど、丁寧な授業運営を行っていること、そしてGW中や長期休暇中の起案・フォローアップ演習を実施するなど、更には充実したアドバイザー体制など手厚い学生支援体制によって、教員の負担は少なくない。法科大学院は、教員の負担を軽減するために、課外の演習を中止し、集中講義として論文演習を正規科目に追加して起案演習科目として位置付けるなどを試みており、持続可能な組織運営を確保する見地からは望ましい。今後も学生への丁寧な学修支援と教員の負担について適切にバランスをとっていくことが期待される。

以上

参考：2024年度第三者評価委員会報告書に対する回答

2025 年（令和 7 年）3 月 4 日

上智大学法科大学院第三者評価委員会 御中

上智大学法科大学院
院長 永下泰之

2024 年度第三者評価委員会報告書に対する回答

この度は、本学法科大学院における第三者評価にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。いただいた報告書において指摘された課題ないし不明点につきましては、下記の通り回答いたします。

1. 「コース別学習到達度目安」および「ロードマップ」に基づく授業内容の確認・検証について

この点については、課題・不明点として指摘されたわけではないが、実施状況を説明したい。

2 月 20 日に成績が確定したことを受け、授業内容の確認・検証を実施することとした。具体的には、「コース別学習到達度目安」および「ロードマップ」に掲げられた司法試験 7 科目の担当教員に対して、授業内容が「コース別学習到達度目安」および「ロードマップ」に準拠したものになっているのか、自己点検評価報告書の提出を求めたところである（点検項目は、①シラバス、②レジュメ、③期末試験または期末レポート、④実施された授業内容の司法試験との関係での適正）。提出された自己点検評価報告書は、教育検討 WG にて集約し、その結果は教務委員会または FD 委員会を通じて担当教員間で共有する。なお、年度末の教育検討 WG は、3 月 27 日（木）に開催予定である。

2. 修了生の合格率が低迷していることについて

現在、①司法試験の過去問添削プログラムの提供、②希望者全員に対する TKC の全額補助、③修了生弁護士による合格特訓ゼミの実施、④研修室利用者、TKC 全額補助利用者その他、希望者全員に対する教員学習面談、⑤希望者に対する担任補佐（修了生弁護士）制度の利用、⑥学内模試の利用、⑦長期休暇中の起案演習等のサービスを提供

しているが、課題は参加者が少ないことである。進路状況の把握継続を前提に、教員アドバイザー制度により、修了後も継続的な学習相談に応じることで、サービス利用を推奨することで、合格率の改善を目指したい。

3. 上智大学法科大学院が養成しようとする「法曹像」が見えにくい点について

本学法科大学院においては、教育研究上の目的及び人材養成の目的として、「将来法曹（裁判官・検察官・弁護士）の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする」ことを掲げている。

提出した資料によれば、確かに企業法務にかかる就職ガイダンスが多く開催されているが、必ずしも本学法科大学院が企業法務志向であるというわけではない。もともと認証評価での非法曹就職への対応を求められたことから活動がスタートし、2022年度は法曹資格を有しない企業の法務部門に進んだ修了生に講演を依頼した。また、2023年度にはさらに就職支援活動を拡充することとし、新入生ガイダンスで本学のキャリアセンター（就職支援担当部署）担当者の講演、春学期途中に大手法律事務所の採用活動についての説明会、春学期末にはいわゆる一般民事を扱う弁護士の講演を実施した。2024年度については提出した資料のとおりであるが、春学期のガイダンスは、はじめてインハウスローヤーに講演を依頼したものがある。2025年度の新入生ガイダンスでは、法科大学院出身の消費者庁所属者（任期付の弁護士と一般の公務員就職者）による就職ガイダンスを実施する予定である。毎年夏期休暇中に実施される企業法務担当者との懇談会については、本学が掲げる国際性の涵養にも資するものとして、外資系企業や国内のグローバル企業の担当者との交流が行われている。

なお、法科大学院としてどのような法曹を育てたいかという理念的なところはさらに整理し、持ち帰って検討したい。

4. 司法試験受験資格を喪失した者も含めて「司法試験準備中」と表記されている点についてご指摘の通り、「不明」を含めて実態に合わせた記載としたい。

5. FD 活動の時間および回数に関するご指摘について

年間で①全体 FD 会議は 2 回、②FD ミーティングを 2 回、③FD セミナーを 2 回、④分野別 FD を 1 回の計 7 回行っており、2 か月に 1 度は開催している。

活動時間は、①②は昼休みの 1 時間前後を、③は 1 時間 40 分、④は各分野で 1 時間前後行っている。

ご指摘については、FD 委員会及び教授会において議論したい。

6. 「中間アンケート」にかかるご指摘について

中間アンケートの結果について、各授業において必要に応じ授業内での学生へのフィードバックを行っているが、フィードバック結果の共有についても検討していきたい。

7. 春学期成績不振者への対応の遅れについて

春学期成績不振者へのコメント・アドバイスについては、昨年 12 月 22 日までに完了したところである。春学期の成績が F ないし D であった学生に対して、当該科目の担当教員から各学生についてコメントをしてもらい、それを当該学生について集約したうえ、アドバイザー担当教員より当該学生に対して伝達する、という流れをとっている。その連絡に対して、学生からの回答もあったところである。

対応の時期が遅くなった点は否めないため、次年度は秋学期の早い段階で学生に対してフィードバックが図れるよう、実施時期の前倒しを含めて改善を行う予定である。

8. 成績不振者についての進路変更の示唆について

確かに、成績をみても修了できないのではないか、2 年、3 年とやっても成績が伸び悩んでおり合格には厳しいのではないかと声は散見されるところであり、ご指摘の点については十分に理解できるものの、他方で、学生自身の選択によることから、法科大学院として進路変更を促すことは難しいと思われる。進路変更について、本学法科大学院では、比較的厳しい進級要件を設けており（必修科目については 1 単位でも落とすと留年が決まる仕組みを採用しているほか、GPA も 1.8 以上としている）、進級自体が困難であることから、進級要件の設定を通じて学生には事実上示唆がなされている。なお、学生から進路変更の申し出があった場合には、対応することができる体制が準備されている。

9. 「成績不振者への学習支援にかかる申し合わせ」における「担任」表記について
ご指摘のとおりであり、標記申し合わせの文言を修正したい。

10. 一部の科目間での（不）合格率に大きな開きがある点について

合格率の大きな開きは、主として、2年次以上に配当される科目と3年制（標準）コースの1年次に配当される科目との間にみられる。いずれについても、「成績評価基本原則」などの規則に沿った厳格な成績評価を要求しており（また、成績評価チェックを通じて、所定の場合には一部の科目に分布の理由説明や再考・修正を求めるものとされ、求めた例もある）、実情として1年次生は、習熟度が十分でない限り、不合格の科目を抱えて原級留置となる。また、2年制（短縮）コースの入試の選抜は、比較的厳しいものと評価できる（2024年度入学者入試の合格最低点の設定・適用などを参照）。その結果として、進級者を含む2年次以上と1年次との間には、合格率に大きな開きが生じるものと考えられる。

11. 不合格率がゼロの科目が多い点または不合格率が極めて高い科目もある点について

法律基本科目や法律実務基礎科目（一部の除外科目を除く）については、これまでも、FDを通じ、教育内容・効果の相互評価や、成績基準の過度に厳しい・緩い科目に対する点検・検討をおこなっており、この数年において一定の改善がみられる。また、多くの科目は受講者が少人数であることから、履修する者の数や構成によって、科目ごとや年度ごとの振れ幅が大きく出ることもあるという特徴もある。不合格者ゼロという結果の科目については、10.で述べた事情のほかに、（主として2年次以上の配当である基礎・隣接科目や展開・先端科目の多くにおいては）受講者の構成や科目の特性などが相まって、そうした結果に至る傾向が少なくないと考えている。もっとも、個別にも問題が生じないとは言い難いものであり、FDや成績評価チェックなどによる点検・検討を継続的におこない、必要に応じた是正やさらなる改善を目指したい。

12. 課外対応についての補足説明

申し合わせでは、夏期休暇および春期休暇にイベントとして課外での起案演習を実施することとされているが、今年度より夏期休暇および春期休暇の集中講義科目として

「論文演習」（起案演習科目）が新設されたこと、従来より開設されている修了生弁護士による答案添削サービスを 2 年生から利用できるようにしたこと、上記のようなイベントとすると、学生と教員とのスケジュールの調整が困難であることから、今年度より申し合わせのような課外での起案演習を実施しないこととした。その代わりに、①法科大学院生（修了生を含む）は、法科大学院専任教員（司法試験 7 科目担当教員）に対して、夏期休暇・春期休暇において、答案添削の依頼をすることができるものとする、②実施時期や取扱内容等については、依頼先の担当教員と相談の上、決定するものとする、③法科大学院専任教員（司法試験 7 科目担当教員）は、可能な限り答案添削に応じるよう努力する、こととした。これに合わせて、申し合わせも修正する。

13. 教育検討ワーキンググループの構成変更について

現在、教育検討ワーキンググループの構成は、院長が座長を務め、法学部の法曹コース運営委員会の教員や司法試験 7 科目の担当の教員を配置する形となっている。

今年度の教育検討ワーキンググループにおいて、教育検討ワーキンググループは、いわゆる PDCA サイクルが回っているかどうかをまず確認する組織であり、必要に応じて各種施策を構築するという組織であることが再確認された。そのため、来年度からは法科大学院長を座長として、法曹コース運営委員会の代表を 1 名、もう 1 名は法学部の代表者という 3 名体制に変更する。

以 上